

年発0715第4号
令和3年7月15日

地方厚生（支）局長
国民年金基金連合会理事長 殿

厚生労働省年金局長
（公印省略）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に
関する法律の施行に伴う通知様式の改正について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）が令和3年5月19日に公布され、下記第1のとおり、年金数理に関する業務に係る書類について、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認する場合、当該書類への年金数理人の押印及び署名を求めないこととするものとされた。これに伴い、当職から発せられた通知については、年金数理人の押印及び署名を不要とする等、所要の改正を行ったところである。

については、改正の内容は下記のとおりであるので、その内容につき御了知いただくとともに、実施に当たっては、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図り遺漏のないよう配慮されたい。

記

第1 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の内容

(1) 国民年金法（昭和34年法律第141号）の一部改正

国民年金基金又は国民年金基金連合会が厚生労働大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類について、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認する場合、当該書類への年金数理人の押印及び署名を不要とするものとする。

(2) 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）の一部改正

事業主等又は企業年金連合会が厚生労働大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類について、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認する場合、当該書類への年金数理人の押印及び署名を不要とするものとする。

(3) 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）の一部改正

存続厚生年金基金又は存続連合会が厚生労働大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類について、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認する場合、当該書類への年金数理人の押印及び署名を不要とするものとする。

第2 通知の改正内容

(1) 次に掲げる通知の様式中、「印」を削る。

- ・厚生年金基金の解散等及び清算について（昭和50年2月19日年発第236号）様式第2号の2
- ・国民年金基金連合会における年金経理、事業経理給付確保会計及び共同運用会計並びに確定拠出年金事業経理の決算事務の取扱いについて（平成4年8月4日年発第3955号）様式第4号
- ・国民年金基金の決算事務の取扱いについて（地域型基金用）（平成4年8月27日年発第4249号）様式第4号
- ・国民年金基金の決算事務の取扱いについて（職能型基金用）（平成4年8月27日年発第4249号の2）様式第4号
- ・国民年金基金における財政再計算に伴う掛金の計算に関する取扱いについて（平成6年12月22日年発第6383号）様式第2号
- ・代行保険料率の算定に関する取扱いについて（平成7年3月30日年発第1510号）様式第2号

(2) 次に掲げる通知の一部について、それぞれ次のように改正する。

- ① 年金数理関係書類の年金数理人による確認等について（昭和63年8月26日年発第2658号）
 - ・別添1の新旧対照表のように改める。
- ② 国民年金基金の事業運営について（平成3年7月12日年発第4595号）
 - ・別紙の一部を別添2の新旧対照表のように改める。
- ③ 厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）
 - ・別紙の一部を別添3の新旧対照表のように改める。
 - ・様式①、様式①'及び様式⑮中「印」を削る。

第3 施行期日

この通知は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和3年9月1日）から施行するものとする。

第4 経過措置

改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、当該改正後の様式によるものとみなすものとする。

また、旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、例えば、手書きによる訂正等により、これを取り繕って使用することができるものとする。

○ 年金数理関係書類の年金数理人による確認等について（昭和 63 年 8 月 26 日年発第 2658 号）

新旧対照表

新	旧
<p>年金数理関係書類の年金数理人による確認等について</p> <p>厚生年金保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、標記についての運用を次のとおり定めたので了知の上、貴管下厚生年金基金の指導に遺憾のないよう配慮されたい。</p> <p>第一 年金数理関係書類について</p> <p>厚生年金基金（以下「基金」という。）又は企業年金連合会（以下「連合会」という。）が厚生労働大臣に提出する年金数理に関する書類であって、年金数理人が<u>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第七十六条の二第一項の規定による確認を行い、記名をしなければならないものとして厚生労働省令で定める書類は次のとおりとされたこと。</u></p> <p>このうち、(1)～(3)、(6)、(8)、(10)、(11)及び(13)に掲げる書類については、年金数理人の所見が付されていないこと。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 基金又は連合会が解散したならば、<u>平成二十五年改正法附則第八条（平成二十五年改正法附則第七十二条において準用する場合を含む。）の規定により政府が徴収することとなる額及びその算出の基礎を示した書類</u></p> <p>(5)～(13) (略)</p> <p>第二 (略)</p> <p>第三 (略)</p>	<p>年金数理関係書類の年金数理人による確認等について</p> <p>厚生年金保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、標記についての運用を次のとおり定めたので了知の上、貴管下厚生年金基金の指導に遺憾のないよう配慮されたい。</p> <p>第一 年金数理関係書類について</p> <p>厚生年金基金（以下「基金」という。）又は企業年金連合会（以下「連合会」という。）が厚生労働大臣に提出する年金数理に関する書類であって、年金数理人が厚生年金保険法（以下「法」という。）<u>第七十六条の二第一項の規定による確認を行い、署名押印をしなければならないものとして厚生労働省令で定める書類は次のとおりとされたこと。</u></p> <p>このうち、(1)～(3)、(6)、(8)、(10)、(11)及び(13)に掲げる書類については、年金数理人の所見が付されていないこと。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 基金又は連合会が解散したならば、<u>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第八条（同法附則第七十二条において準用する場合を含む。）の規定により政府が徴収することとなる額及びその算出の基礎を示した書類</u></p> <p>(5)～(13) (略)</p> <p>第二 (略)</p> <p>第三 (略)</p>

○ 国民年金基金の事業運営について（平成3年7月12日年発第4595号） 別紙 国民年金基金の事業運営基準
新旧対照表

新	旧
<p>第1～第9 （略）</p> <p>第10 財務及び会計 基金の財務については、適正な年金数理に基づく財政の安定性が要請されていることにかんがみ、常にその財政状態を適確に把握し、必要に応じ適切な方法をもって健全化に努める必要があること。また、会計の処理にあたっては、これを厳正に行うものであること。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 適正な年金数理の確認 基金は、年金数理に関する情報に係る書類であって国民年金基金規則（以下「基金規則」という。）第64条で定めるものを厚生労働大臣に提出するときは、当該書類が適正な年金数理に基づき作成されることについて、年金数理人の確認及び記名を求めなければならないこと。</p> <p>第11 （略）</p> <p>別添 国民年金基金監事監査規定要綱 （略）</p>	<p>第1～第9 （略）</p> <p>第10 財務及び会計 基金の財務については、適正な年金数理に基づく財政の安定性が要請されていることにかんがみ、常にその財政状態を適確に把握し、必要に応じ適切な方法をもって健全化に努める必要があること。また、会計の処理にあたっては、これを厳正に行うものであること。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 適正な年金数理の確認 基金は、年金数理に関する情報に係る書類であって国民年金基金規則（以下「基金規則」という。）第64条で定めるものを厚生労働大臣に提出するときは、当該書類が適正な年金数理に基づき作成されることについて、年金数理人の確認及び署名押印を求めなければならないこと。</p> <p>第11 （略）</p> <p>別添 国民年金基金監事監査規定要綱 （略）</p>

○ 厚生年金基金の財政運営について（平成 8 年 6 月 27 日年発第 3321 号） 別紙 厚生年金基金財政運営基準

新旧対照表

新	旧
<p>(目次) (略)</p> <p>第一、第二 (略)</p> <p>第三 一～八 (略)</p> <p>九 年金数理人の確認 (1) (略) (2) 年金数理人の確認 前記(1)に定める書類の提出にあたっては、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることについて、別添2の様式一覧に定める様式により、年金数理人の確認及び記名を得ることとし、基金規則第七十五条第二項に規定する年金数理人の所見を添付すること。この場合、確認を求める年金数理人に対し、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書を参考資料として提示すること。</p> <p>第四 一～五 (略)</p> <p>六 年金数理人の確認 (1) (略) (2) 年金数理人の確認 前記(1)の各号に定める書類の提出にあたっては、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることについて、別添2の様式一覧に定める様式により、年金数理人の確認及び記名を得ることとし、基金規則第七十五条第二項に規定する年金数理人の所見を添付すること。また、年金数理人自身が財政再計算を行った場合には、基金規則第三十二条の二第三号の規定による所見と併せて記入することができること。</p> <p>七 (略)</p> <p>第五 一、二 (略)</p> <p>三 年金数理人の確認等 別途積立金を取りくずした場合、その内容は、年金経理における不足金に充当する場合を除き、基金規則第四十八条第四項に規定する別途積立金の取りくずしの処分を示した書類として、別添2の様式一覧に定める書類に記入すること。また、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることについて、別添2の様式一覧に定める様式により、年金数理人の確認及び記名を得ること。</p> <p>四、五 (略)</p>	<p>(目次) (略)</p> <p>第一、第二 (略)</p> <p>第三 一～八 (略)</p> <p>九 年金数理人の確認 (1) (略) (2) 年金数理人の確認 前記(1)に定める書類の提出にあたっては、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることについて、別添2の様式一覧に定める様式により、年金数理人の確認及び署名押印を得ることとし、基金規則第七十五条第二項に規定する年金数理人の所見を添付すること。この場合、確認を求める年金数理人に対し、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書を参考資料として提示すること。</p> <p>第四 一～五 (略)</p> <p>六 年金数理人の確認 (1) (略) (2) 年金数理人の確認 前記(1)の各号に定める書類の提出にあたっては、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることについて、別添2の様式一覧に定める様式により、年金数理人の確認及び署名押印を得ることとし、基金規則第七十五条第二項に規定する年金数理人の所見を添付すること。また、年金数理人自身が財政再計算を行った場合には、基金規則第三十二条の二第三号の規定による所見と併せて記入することができること。</p> <p>七 (略)</p> <p>第五 一、二 (略)</p> <p>三 年金数理人の確認等 別途積立金を取りくずした場合、その内容は、年金経理における不足金に充当する場合を除き、基金規則第四十八条第四項に規定する別途積立金の取りくずしの処分を示した書類として、別添2の様式一覧に定める書類に記入すること。また、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることについて、別添2の様式一覧に定める様式により、年金数理人の確認及び署名押印を得ること。</p> <p>四、五 (略)</p>

新	旧
<p>第六～第八 (略)</p> <p>第九 年金経理から業務経理への繰入れ 一～五 (略) 六 年金数理人の確認 年金経理から業務経理への繰入れ計画は、基金規則第四十五条第二項に規定する繰入れの計画を示した書類として、別添2の様式一覧に定める様式に記入し、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることについて、別添2の様式一覧に定める様式により、年金数理人の確認及び記名を得ることとし、基金規則第七十五条第二項に規定する年金数理人の所見を添付すること。 七 (略)</p> <p>第十～第十三 (略)</p> <p>第十四 指定年金数理人 基金は、その設立時に、当該基金の財政について次の各号に掲げる各業務を行う年金数理人(以下「指定年金数理人」という。)を定め、当該指定年金数理人の氏名及び所属機関について、別添2の様式一覧に定める様式により厚生労働大臣に届け出ること。また、届出の内容に変更があった場合には、速やかに、当該変更の内容を別添2の様式一覧に定める様式により届け出ること。 上記の内容は、前記第十三の(2)の財政診断を行う年金数理人の届出について準用する。この場合において、様式中「指定年金数理人」を「業務委託先に所属していない年金数理人」と読み替えるものとする。 ア 前記第三の九の(2)の確認及び記名並びに当該確認にあたっての所見の記載 イ 前記第四の六の(2)の確認及び記名並びに当該確認にあたっての所見の記載 ウ 前記第十三の(1)の財政診断及び(3)の意見書の作成</p>	<p>第六～第八 (略)</p> <p>第九 年金経理から業務経理への繰入れ 一～五 (略) 六 年金数理人の確認 年金経理から業務経理への繰入れ計画は、基金規則第四十五条第二項に規定する繰入れの計画を示した書類として、別添2の様式一覧に定める様式に記入し、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることについて、別添2の様式一覧に定める様式により、年金数理人の確認及び署名押印を得ることとし、基金規則第七十五条第二項に規定する年金数理人の所見を添付すること。 七 (略)</p> <p>第十～第十三 (略)</p> <p>第十四 指定年金数理人 基金は、その設立時に、当該基金の財政について次の各号に掲げる各業務を行う年金数理人(以下「指定年金数理人」という。)を定め、当該指定年金数理人の氏名及び所属機関について、別添2の様式一覧に定める様式により厚生労働大臣に届け出ること。また、届出の内容に変更があった場合には、速やかに、当該変更の内容を別添2の様式一覧に定める様式により届け出ること。 上記の内容は、前記第十三の(2)の財政診断を行う年金数理人の届出について準用する。この場合において、様式中「指定年金数理人」を「業務委託先に所属していない年金数理人」と読み替えるものとする。 ア 前記第三の九の(2)の確認及び署名押印並びに当該確認にあたっての所見の記載 イ 前記第四の六の(2)の確認及び署名押印並びに当該確認にあたっての所見の記載 ウ 前記第十三の(1)の財政診断及び(3)の意見書の作成</p>